平成２７年（フ）第２２５号
愛媛県松山市鴨川１丁目６番11号
債務者　久保　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５２号
愛媛県松山市中村５丁目８番６号　メゾンベネッセ402号
債務者　石野　加奈
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
佐賀市東与賀町大字下古賀1311番地28
債務者　下川　貴大
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
佐賀市松原４丁目３番30―803号　アーサー松原リベックス
債務者　日高　芳子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野828番地　グリーンピア立野Ⅱ―202号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手501番地
債務者　中島　美枝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
佐賀市鍋島町大字森田107番地17　ＣＯ－ＯＡＳＩＳ　114
債務者　深町　俊介
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
佐賀県神埼市千代田町下西731番地33
債務者　弟子丸幸司
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１あけぼの団地60―２―305
債務者　濱砂　和子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３０号
茨城県稲敷郡河内町生板5158番地
債務者　篠原あや子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目20番17―203号
債務者　妹尾美津子（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番23号　辻本コーポ101、前住所兵庫県尼崎市大庄北１丁目24番32号
債務者　松岡　伸彦
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１２号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番23号　辻本コーポ101、前住所兵庫県尼崎市大庄北１丁目24番32号
債務者　松岡　郁代（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９６号
奈良県橿原市北妙法寺町16番地の８
債務者　小谷　由美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
奈良県大和高田市甘田町12番４号
債務者　西川　広子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目７番２号
債務者　髙取　直美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原187番地２（Ａ―Ⅲ）、旧住所徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池21番地10
債務者　大塚　　守
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９３号
熊本市西区花園３丁目22番34号　花園ハイツ203号
債務者　谷水　美和
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係